

議第248号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市伏見区醍醐川久保町23番地の2醍醐西市営住宅 の入居者の同居者であったが、当該入居者の死亡後も、入居の承継の承認を受けないまま、当該市営住宅を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方は、これに応じようとしらない。</p> <p>そこで、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払について、訴えの提起又は裁判上の和解を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が入居の承継の承認を受け、かつ、滞納家賃の全額を一括して支払った場合に行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。